

枚方市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年（2026 年）7 月 2 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	淨 内 俊 仁
同	広 瀬 ひとみ
同	門 川 紘 幸

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

総務部

人事課

職員課

コンプライアンス推進課

総務管理課

財産活用課

契約検査課

(2) 対象事務

令和7年度（2025年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から令和8年（2026年）7月1日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

〔人事課〕

○職員の人材育成の推進について

人事課では、人材育成基本方針に基づき人材育成を進めており、職員が職場への愛着心や働きがい等をどのように捉えているかをエンゲージメント調査により把握するなど、エンゲージメント向上のための取組も行っている。

エンゲージメントの向上が、基本方針に示される人材育成にどのようにつながるかの効果検証を行いつつ、職員がやりがいを感じ意欲をもって働き続けることのできる職場環境の整備に努めるよう要望する。

また、職員研修メニューの検証・改善を引き続き実施するとともに、職員の自発的な能力開発を支援するeラーニング研修の利用促進に資する環境づくりにも取り組むよう要望する。

[職員課]

○職員課が所管する事務について

職員課では、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること等を分掌している。諸手当の支給に当たっては、毎年度支給要件の具備に関する現況調査を実施しているが、今後更に確認手法の検討を行うなど、調査の精度を高めるよう要望する。また、職員から提出された証明書類については、継続的に使用する常用文書として保管しているが、利用する必要がなくなった文書については保存期間終了後、速やかに廃棄するため適切に分類の上管理するよう要望する。

また、会計年度任用職員への年次有給休暇の付与日数が誤っていた事例、年度ごとに行う必要がある市の関連団体との給与電子計算事務に関する取決めの締結が遅れていた事例についても、今後は、適正な事務処理を行うよう要望する。

[コンプライアンス推進課]

○公印の管理に関する事務について

コンプライアンス推進課では、枚方市公印規程に基づき、公印の管理に関する事務を所管している。摩滅や毀損などの理由で廃止となった公印については、同規程に基づき、5年間保存した後、速やかに焼却などの方法で廃棄処分しなければならないが、保存期間を経過しても処分されず、保存されたままとなっていた。

今後は、同規程に基づき、廃止後の保存期間を経過した公印については、速やかに廃棄処分を実施するなど、適正な事務処理を行うよう要望する。

[総務管理課]

○第3分館の維持・管理及び備品管理について

第3分館（旧市民会館）は、施設を除却するまでの間の暫定利用として、庁内の事務や会議スペースなどに対応できるよう庁舎として活用されているが、除却の時期が定まらない中で施設の老朽化が進み、多くの不具合が発生している。

今後も暫定利用を続けていくに当たり、安全管理上必要な点検や修繕を適切に実施し、利用者の安全・安心を確保しながら、施設の維持・管理に取り組むよう要望する。

また、備品管理については、既に廃棄したにもかかわらず、廃棄に必要な手続が漏れていた備品が見受けられた。その中には歳入歳出決算書の財産に関する調書に記載する1件50万円以上の備品も含まれており、不適正な事務処理となっていた。

今後は、備品の所在確認や廃棄処理にかかるチェック体制を整備するなど、適正な備品管理に努めるよう要望する。

[財産活用課]

○市営住宅家賃等に係る滞納事務処理について

財産活用課が所管する市営住宅においては、家賃、共益費、駐車場使用料について、例年、滞納が発生している状況である。

滞納世帯に一律に督促状を送付していない事例、家賃等の納付を催促した際の記録が見受けられない事例があった。市営住宅には、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する目的があり、入居者の個々の状況を考慮した対応が必要であることに、一定理解はできるものの、枚方市債権管理及び回収に関する条例に基づく滞納事務がなされていない状況は不適切と言わざるを得ない。

今後は、他部署等との連携や必要な支援も行いながら、同条例に基づく滞納事務を適切に行うよう要望する。

[契約検査課]

○入札・契約制度の見直しの取組について

契約検査課では、低入札価格調査制度や積算疑義申立て制度、同一開札日同時受注方式について見直しを行う等、入札・契約制度の最適化を目指すとともに、適正な履行確認と事務の効率化に取り組んでいる。

今後も引き続き、入札・契約制度の検証・評価を行い、本市の契約事務に対する更なる信頼度の向上につなげるとともに、より公平・公正かつ透明性が担保された制度運用となるよう要望する。